

居宅介護支援契約書

_____様（以下「利用者」と略します。）と医療法人誠心会
吉田病院居宅介護支援事業所（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供する
指定居宅介護支援について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、ご利用者の委託を受けて、ご利用者に対し介護保険法令の趣旨に
したがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が
確保されるようにサービス事業者との連絡調整その他便宜を図ります。

2 サービス内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載の通りです。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までと
します。

2 要介護認定の有効期間満了日までに、ご利用者から事業者に対して契約更新
しない旨の申し出がない場合は、本契約は自動的に更新されるものとし、前項
の要介護認定の有効期間満了後の新たな有効期間までとします。

（居宅サービス計画作成の支援）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員をご利用者のサービス担当者
として任命し、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サー
ビス計画作成を支援します。

- （1）ご利用者の居宅を訪問した上で、ご利用者及びご家族に面接して情報を収集
し、解決すべき課題の把握に努めること。
- （2）ご利用者が、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが出来る
旨を説明すること。また、それらサービスの内容、利用料等の情報を適正に、
ご利用者及びご家族に提供し、ご利用者にサービスの選択を求めること。
- （3）ご利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付対象サービス以外の
保健医療サービスや福祉サービス等の利用も含めて、居宅サービス計画に位置
付けるよう努めること。
- （4）ご利用者及びご家族の生活に対する意向、生活全般の解決すべき課題、提供
されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、サービス提供上の
留意事項等を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。

- (5) 前号の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、当該原案の内容について、ご利用者又はご家族に説明し、ご利用者から文書による同意を得ること。
- (6) 居宅サービス計画を作成した際は、遅滞なくご利用者へ当該サービス計画を交付すること。
- (7) ご利用者が医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

(居宅サービス計画作成後の経過観察・再評価)

第4条 事業者は、居宅サービス計画の作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 原則、ご利用者の居宅を訪問した上で、ご利用者及びご家族に毎月面接して、経過や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行います。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) ご利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等が認められた場合は、必要に応じて居宅サービス計画の変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等必要な対応を行います。

(介護施設等入所への支援)

第5条 事業者は、ご利用者が介護保険施設等への入所・入居を希望した場合、ご利用者に適切な介護施設等の紹介、その他必要な支援を行います。

(利用料)

第6条 指定居宅介護支援の提供に関する利用料は、契約書別紙（重要事項説明書）のとおりです。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、また事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意を以って居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、新潟県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(利用者の解約権)

第10条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対していつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず直ちに契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠った場合。
- (2) 事業者が、第11条に定める秘密保持義務に違反した場合。
- (3) 事業者が、著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。

(事業者の解約権)

第11条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難となった場合
- (2) 利用者が事業者の定める通常の事業の実施地域外へ転居し、事業者において指定居宅介護支援の提供が困難であると見込まれる場合
- (3) 事業者や介護支援専門員に対して、次の行為があった場合。

① パワーハラスメント

(業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、介護支援をする際の環境を悪化させる行為)

② セクシャルハラスメント

(事業者の介護支援専門員や職員を不快にさせる性的な言動)

③ マタニティハラスメント

(妊娠した事業者の介護支援専門員や職員に対する嫌がらせ)

④ カスタマーハラスメント

(利用者であるという立場の優位性を盾に、常識を越えた悪質な要求や理不尽なクレームを行う行為)

⑤ 契約以外の行為を執拗に要求した場合

⑥ その他、事業者や介護支援専門員が契約ならびに介護保険等諸制度に従った行為・支援を行うことが困難となる理不尽な行為、言動があった場合

⑦ 本契約を継続しがたい不信行為等があった場合

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、必要に応じてご利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後もご利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 1 第2条第2項に基づき、ご利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- 2 第10条に基づき、ご利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 3 第10条2項に基づき、ご利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 4 第11条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 5 ご利用者が介護保険施設へ入所した場合
- 6 ご利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- 7 ご利用者の要介護状態区分が、自立あるいは要支援とされた場合
- 8 ご利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第13条 事業者は、ご利用者に対する居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- 2 但し、事業者の責めに帰すべき事由により、ご利用者又はご利用者の家族に損害を及ぼした場合については、その損害を賠償します。

(秘密保持)

- 第 1 3 条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたって知り得たご利用者及びご利用者のご家族の秘密及び個人情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得たご利用者及びご利用者のご家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、ご利用者及びご利用者のご家族の個人情報について、ご利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、ご利用者及びご利用者のご家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に定める通報を行うことができるものとし、その場合事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

- 第 1 4 条 ご利用者又はご利用者のご家族は、事業者が提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情がある場合には、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、ご利用者又はご家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、必要に応じてサービスを点検し、関連機関との連絡調整を行います。
- 3 事業者は、ご利用者が苦情の申し出を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

- 第 1 5 条 事業者は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する書類を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。
- 2 ご利用者及びご利用者の後見人（ご家族を含む）は、事業者に対し第 1 項に関する記録の閲覧及び複写を求めることができます。但し、複写に際しては、事業者はご利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、ご利用者の同意を得た上で、ご利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第 1 項の記録の写しを交付できるものとします。

4 介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めたうえで、電磁的な対応を行います。

- (1) 重要事項説明書
- (2) 居宅介護支援契約書
- (3) アセスメントシート
- (4) 居宅サービス計画書 第1表～第7表

(法令遵守)

第16条 事業者は、ご利用者より委託された義務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその義務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第17条 ご利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを遵守し、ご利用者及び事業者の双方が協議により定めます。

(代理人)

第18条 利用者は、代理人を選出することができます。但し、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対しその権限を証する書面を提示し、これを行うこととします。

(合意管轄裁判所)

第19条 ご利用者と事業者は、この契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を所管する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者（代理人による契約締結の場合は代理人）及び事業者の双方が署名・押印の上、それぞれ1通ずつ保有します。

契約日 令和 年 月 日

（利用者）私は、この契約内容に同意し、居宅介護支援の利用を申し込みます。
また、第13条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

（署名代行者又は法定代理人）私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所

氏 名

本人との続柄

（家族代表）私は、第13条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表 住 所

氏 名

（事業者）私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者 住 所 長岡市長町1丁目1668番地

法人名 医療法人誠心会

理事長 吉田 英毅